

上越市高校生等通学定期券購入費補助金交付規則をここに公布する。

令和7年3月31日

上越市長 中川 幹太

上越市規則第36号

上越市高校生等通学定期券購入費補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高校生等の通学に係る経済的負担を軽減するとともに、市内の公共交通の利用を促進するため、公共交通機関を利用して通学する高校生等の通学定期券の購入に要する経費について、予算の範囲内で交付する上越市高校生等通学定期券購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校等 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、高等専門学校（第1学年から第3学年までの課程に限る。）及び法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。
- (2) 高校生等 高校等に在籍する生徒をいう。
- (3) 公共交通機関 鉄道、路線バス（高速道路を使用し運行するもの、市営バス及び乗合タクシーを含む。）その他市長が認める交通手段をいう。
- (4) 通学定期券 在籍する高校等に通学するために公共交通機関を利用する高校生等に対し、1か月以上の一定期間を利用単位として、公共交通機関の運行事業者が発行する通学定期券（最も経済的かつ合理的な経路であるものに限る。）をいう。
- (5) 通学定期券1月分の購入費 通学定期券の購入に要した経費を当該通学定期券の有効期間に属する月数（次に掲げる月を除く。）で除して得た額（この場合において、複数の経路を利用する場合で複数の通学定期券を購入したときは、それぞれの通学定期券について算出した額の合計額とする。）をいう。
 - ア 通学定期券の有効期間が開始する日の属する月で、当該日が同月の16日から末日までの間にある場合の月
 - イ 通学定期券の有効期間が終了する日の属する月で、当該日が同月の1日から14日までの間にある場合の月

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する高校生等の保護者とする。

- (1) 本市に住所を有する高校生等であること。
- (2) 通学定期券（通学定期券1月分の購入費が1万円を超えるものに限る。）を購入し、一の年度において当該通学定期券を6月以上利用する高校生等であること。
- (3) 市内の居住地から高校等に通学する高校生等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としな

- (1) 通学に要する交通費に係る生業扶助（生活保護法（昭和25年法律第144号）第17条に規定する生業扶助をいう。）の受給者
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定又は同項の趣旨に基づき、通学に要する交通費の全部又は一部について支弁を受けている者
- (3) 通学定期券の購入に要する費用について、国、都道府県、市区町村その他公的制度による補助金等の交付を受けている者
- (4) 疾病による休学その他正当な理由があると市長が認める場合を除き、高校等の課程の最短の修業年限を超えて在籍している者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、高校生等1人につき、一の年度における通学定期券の購入費とする。

2 前項の規定にかかわらず、鉄道の利用に係る特急料金において、通学定期券の起点駅から終点駅までの距離が30キロメートルに満たない場合にあつては、当該特別料金に係る部分の経費は補助対象経費としな

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のいずれかの額とする。

- (1) 一の年度において通学定期券1月分の購入費が2万円を超える月が6月以上ある場合
2万円
- (2) 一の年度において通学定期券1月分の購入費が1万円を超える月が6月以上ある場合
1万円

2 補助金の交付は、一の年度において一の高校生等の保護者につき1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、通学定期券を利用した期間の属する年度の3月31日までに上越市高校生等通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 学生証、生徒手帳その他通学する高校等に在籍することを証する書類の写し
 - (2) 補助対象経費に係る通学定期券の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市高校生等通学定期券購入費補助金交付^{決定}通知書（第2号様式）_{却下}により通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に、補助対象経費に係る通学定期券の解約若しくは変更をしたとき又は第3条に規定する補助対象者でなくなったときは、上越市高校生等通学定期券購入費補助金返還事由申出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 前条第2項の申出書の提出があったとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

上越市高校生等通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市高校生等通学定期券購入費補助金の交付を申請します。

1 申請内容

申請者 (保護者)	郵便番号			
	住所			
	氏名			
	電話番号			
	メールアドレス			
通学定期券 を利用する 高校生等	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	学校名		学年	
交付申請額	<input type="checkbox"/> 2万円 <input type="checkbox"/> 1万円			
振込先口座	金融機関名			
	支店名			
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
	口座名義	フリガナ		
		氏名		

備考 振込先口座は、申請者（保護者）の口座を記載してください。

2 通学定期券の内容

定期券種類	利用区間	期 間			購入金額
鉄道・バス・ その他 ()	～	年 月 日から 年 月 日まで	か月間		円
鉄道・バス・ その他 ()	～	年 月 日から 年 月 日まで	か月間		円
鉄道・バス・ その他 ()	～	年 月 日から 年 月 日まで	か月間		円
鉄道・バス・ その他 ()	～	年 月 日から 年 月 日まで	か月間		円
鉄道・バス・ その他 ()	～	年 月 日から 年 月 日まで	か月間		円
鉄道・バス・ その他 ()	～	年 月 日から 年 月 日まで	か月間		円
鉄道・バス・ その他 ()	～	年 月 日から 年 月 日まで	か月間		円
鉄道・バス・ その他 ()	～	年 月 日から 年 月 日まで	か月間		円
鉄道・バス・ その他 ()	～	年 月 日から 年 月 日まで	か月間		円
鉄道・バス・ その他 ()	～	年 月 日から 年 月 日まで	か月間		円
鉄道・バス・ その他 ()	～	年 月 日から 年 月 日まで	か月間		円
鉄道・バス・ その他 ()	～	年 月 日から 年 月 日まで	か月間		円
鉄道・バス・ その他 ()	～	年 月 日から 年 月 日まで	か月間		円

3 同意及び誓約事項

項 目	確認欄	
通学定期券の購入に要する経費に係る国、都道府県、市区町村その他の公的制度による補助金等の交付を受けていません。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
上越市高校生等通学定期券購入費補助金の交付決定の審査のため、課の職員が、次の公簿等の閲覧又は確認をすることに同意します。 (1) 住民基本台帳 (2) 通学に要する交通費に係る生業扶助の受給状況	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
上越市高校生等通学定期券購入費補助金の交付決定の審査のため、新潟県特別支援教育就学奨励費等の特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の規定又は同項の趣旨に基づく、通学に要する交通費の支弁の受給状況を通学先の特別支援学校に照会することに同意します。 (※高校生等の通学先が特別支援学校の場合のみ確認欄に☑を記入してください。)	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約 (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。 (2) 補助金の交付により暴力団に対し利益を供与することはありません。 (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>

添付書類

- (1) 学生証、生徒手帳その他通学する高校等に在籍することを証する書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る通学定期券の写し

第2号様式（第7条関係）

上越市高校生等通学定期券購入費補助金交付 ^{決定} 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付で申請のあった上越市高校生等通学定期券購入費補助金の交
と お り 決 定
付について、次の ^{理由により申請を却下} したので通知します。

	補 助 金 額	円
決 定	交 付 条 件	
却 下	理 由	

第3号様式（第7条関係）

上越市高校生等通学定期券購入費補助金返還事由申出書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者（保護者）

郵便番号

住所

氏名

電話番号

メールアドレス

年 月 日付で交付決定を受けた上越市高校生等通学定期券購入費補助金について、補助金の返還事由が発生したので、次のとおり申し出します。

返還事由	<input type="checkbox"/> 通学定期券の解約又は変更をしたため。 <input type="checkbox"/> 上越市高校生等通学定期券購入費補助金交付規則第3条に規定する補助対象者でなくなったため。
申出内容	